

第50回開発協力適正会議

※書面（メール）にて実施

個別案件に限らない問

[問 1] 新型コロナウイルス感染拡大による日本の開発協力事業への影響

【西田委員】

・今回の新型コロナウイルスがどのように外務省の開発協力案件の実施に影響しているのか。

【道傳委員】

・コロナによって日本の協力事業はどのような影響を受けているのか。

(答)

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中で、我が国からの渡航者に対する入国制限や我が国への渡航抑制措置を取る国の増加に伴って、海外渡航上のリスクが増大しております。

その中で、JICA 職員のみならず契約関係にある事業者の海外出張の延期、予定されている研修・招聘の受入れの延期または中止等、我が国 ODA 事業の実施にも少なからず影響が出てきています。

また、感染の拡大や人の往来の制限措置により、資金協力事業における案件形成や事業の実施監理にも影響が出る可能性も排除できません。

外務省としては、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視するとともに、JICA 等と緊密に連携して、被援助国政府との調整を含め必要な対応をしていく考えです。

[問 2] 世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受けた、日本の支援の展望

【道傳委員】

・今後の日本の協力の方向性

・パンデミックとなった新型コロナ肺炎が、保健衛生やインフラが脆弱であるアジアやアフリカの開発途上国へ与える影響について危惧しており、現状評価をお聞かせ下さい。緊急的な支援とともに、公衆衛生、保健・健康分野での中長期的な能力強化も必須と考えます。

(答)

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中で、国際連携の必要性は G7 / G20 首脳でも一致しており、本格的な国際協力はこれからだと理解しております。その中で、アジアやアフリカをはじめとする医療体制が脆弱な国への支援は国際社会の大きな課題であり、日本としても、その重要性を認識しております。

3月10日には「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」の一環として、途上国に対する緊急支援を行う国際機関（WHO, UNICEF, IOM, UNHCR, WFP, IFRC）に対し、計約150億円を決定し、すでに拠出したところです。

4月20日に閣議決定された緊急経済対策においても、新型コロナウイルス感染症についての途上国支援を盛り込んでいます。短期的には、途上国における感染拡大及び日本への影響を最小化する観点からも、無償資金協力等を活用し、保健体制が脆弱な途上国に対し、物資供与等の支援を実施します。また、技術協力等を通じて、中長期的な対応強化のための保健システム強化や人材育成等を実施してまいります。

更に、新型コロナウイルス感染症により世界的な経済状況は悪化しています。新型コロナウイルス感染症後も見据えた途上国の自立的な発展支援、日本に有利なビジネス環境整備やサプライチェーン再編のための支援も必要です。無償資金協力、技術協力、円借款を活用し、日本企業の海外展開や途上国の自立的な発展を支援してまいります。

【問 3】 世界的な新型コロナウイルス感染拡大を受けた、DAC 加盟国の取り組み及び展望

【西田委員】

- ・医療体制が脆弱な国に対して、DAC 加盟国などは開発協力を通じてどう支援を行っているのか。
- ・今回の事象を通じて、日本あるいは伝統的なドナーグループと開発途上国との関係性がどのように変容していくのか。

(答)

(DACによる開発協力)

4月9日、DACメンバーは共同声明を発出し、新型コロナウイルスに対して連携して対応していく姿勢を明らかにしたところです。同共同声明では、ODA予算を守るための努力、後発開発途上国等への支援、利用可能な治療やワクチンを含む緊急のニーズへの対応、民間・市民社会との連携、支援に当たっての説明責任の確保、データや好事例の共有等について確認されております。

今後、DAC会合を含む様々なフォーラムで各々の支援策につき情報共有し合うことになる見込みです。

(開発途上国との関係への影響)

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せる中で、国際連携の必要性はG7/G20首脳、及びDACでも一致しており、本格的な国際協力はこれからだと理解しています。他方、今回の事象が伝統的ドナーグループと開発途上国との関係性にどのような変容をもたらすかについて、現時点で予断することは困難です。

いずれにせよ、我が国としては、新型コロナウイルス感染症の1日も早い沈静化に向け、引き続き、国際社会や各国の支援ニーズを踏まえながら、効果的な支援を実施し、国際社会の先頭に立って保健体制が脆弱な途上国を支援してまいります。

(了)